

第3子以降のお子さんへ 出産祝金8万円を支給

▼支給対象児＝第3子以降の子(出生により本市の住民基本台帳に記録された後、引き続き本市に住所を有する方)
▼支給対象者＝支給対象児の父母で、次の要件を全て満たしている方
・支給対象児を養育していること
・本市に住所を有してから1年以上経過していること
※本市に住所を有してから1年以上経過していない方は、1年が経過してから3か月以内に申請してください。
・市税(国民健康保険税を含む)および保育料を完納していること
▼申請締切＝支給対象児の出生の日から3か月以内

▼祝金の額＝支給対象児1人につき8万円
▼申請に必要なもの＝印かん申請者の通帳ほか
▼申請先＝子育て支援課または白里出張所
▼子育て支援課児童家庭班
☎0475(70)0331



2022年度版「大網白里市子育てサポートブック」を作成します

市では、子育て世代の生活応援情報誌「大網白里市子育てサポートブック」を、株式会社サイネックスとの官民共同事業として取り組むこととなり、現在準備を進めているところです。このサポートブックは子育て世代をサポートする、さまざまな情報と民間企業とのPRを掲載し、各種窓口、保育園・幼稚園等で配布を行います。また、電子書籍版は市ホームページ等で公開しスマートフォン等を介して多くの方に情報発信を行います。「大網白里市サポートブック」発行の際に、広告掲載のご協力をお願いします。



▲2021年度版子育てサポートブック

▼広告掲載についての問い合わせ先(株)サイネックス千葉支店
☎043(238)8280
▼子育て支援課児童家庭班
☎0475(70)0331

マイナンバーカードの受け取りはお早めに

▼マイナンバーカードの受け取りは、予約制です。予約可能時間、予約先、受取当日に必要な書類は、交付通知書にお越しください。
▼受取場所＝市民課、白里出張所
▼マイナンバーカードの受け取りは、予約制です。予約可能時間、予約先、受取当日に必要な書類は、交付通知書にお越しください。

マイナポイント(令和2年9月開始分)は12月末まで

令和2年9月から開始されたマイナポイント事業は、12月末で終了します。希望の方は忘れずに申し込んでください。
▼マイナポイント事業とは
令和3年4月末までにマイナンバーカードの交付を申請した方が、12月末までに自身が選んだキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする25%(上限5000円分)のポイントがもらえる事業です。
ポイントをもらうためには事前に申し込みが必要です。
▼現在、国が検討している新たなマイナポイントについて

令和2年9月から開始されたマイナポイント事業は、12月末で終了します。希望の方は忘れずに申し込んでください。
▼マイナポイント事業とは
令和3年4月末までにマイナンバーカードの交付を申請した方が、12月末までに自身が選んだキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする25%(上限5000円分)のポイントがもらえる事業です。
ポイントをもらうためには事前に申し込みが必要です。
▼現在、国が検討している新たなマイナポイントについて

▼日曜開庁＝毎月最終日
※交付通知書(はがき)を紛失した方は、再発行しますので問い合わせください。
▼市民課市民班
☎0475(70)0340



では、内容が決まり次第、広報紙や市ホームページでお知らせします。
▼制度の詳細について
▼マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178
▼市役所での申し込みについて
▼総務課情報政策・業務改革推進班
☎0475(70)0304

市国民健康保険運営協議会委員(補欠委員)を募集(公募期間延長)

国民健康保険の被保険者を代表する委員に欠員が生じたので、補欠委員を募集します。
▶委員活動内容＝協議会に出席し、被保険者の立場から国民健康保険事業の運営に関して、ご意見等をいただきます。※会議は、市役所で必要に応じて開催(年3回程度を予定)。規定に基づく報酬あり。
▶任期＝委嘱日～令和4年4月30日(前任者の残任期間)
▶募集人数＝1人
▶応募資格＝次の条件を満たす方
①市の国民健康保険被保険者である方
②生年月日が昭和22年5月1日以降であり、20歳以上の方
③市税を滞納していない世帯の方
④平日の昼間に開催する会議に出席できる方
▶応募方法＝応募用紙に必要事項を記入し、国民健康保険に関することをテーマに、自身の考えをまとめたものを添付の上、持参または郵送で提出してください。
※応募用紙は、市民課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。
※郵送で提出した方は、郵送後電話連絡をお願いします。
▶応募締切＝12月28日(火)必着
▶選考方法＝応募書類をもとに選考します。なお、選考結果は応募者全員に通知します。
▼市民課国保班
☎0475(70)0334

後期高齢者医療制度・国民健康保険の葬祭費

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者が亡くなった場合、市民課で手続きを行うことで、葬儀を行った喪主の方へ葬祭費として5万円が支給されます。
詳細は問い合わせください。
▼手続きに必要なもの
・亡くなった方の被保険者証
・喪主の方が確認できる書類
(会葬礼状および葬儀の領収書等)
・喪主名義の通帳
・申請者または代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)
▼市民課国保班
☎0475(70)0334
▼市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

保険証の適正利用をお願いします

◆医療機関等を受診する際は、保険証を正しく提示しましょう
医療機関等は医療費の請求先を保険証で確認しています。保険証の確認は通常、月に一度しか求められませんが、月の途中で社会保険に変わった場合、必ず新しい保険証を提示してください。
◆保険証は資格喪失日(社会保険加入の場合は加入日、市外への転出の場合は転出日)以降は無効となり、使用できません
社会保険の加入日や転出日以降に国民健康保険の保険証を使用して受診した場合、市が医療機関等へ支払った医療費を、返還していただくことがあります。万が一、無効な保険証で受診した場合は、受診した医療機関等へ連絡してください。なお、社会保険加入後、保険証交付前に受診する際の対応は、加入した社会保険へ問い合わせください。
◆国民健康保険離脱の届出はすみやかに

社会保険に加入した場合でも、国保を離脱する手続きは自動的にには行われません。14日以内に市民課または白里出張所に届出の上、保険証を返却してください。
▼(国保離脱の届出)
▶必要な物
・国民健康保険証
・加入した健康保険の保険証
・該当者全員分のマイナンバーが分かるもの
・本人確認資料
▶手続きできる方＝本人もしくは同一世帯の方(別世帯の方は委任状が必要です)
◆マイナンバーカードの健康保険証利用が始まりました
医療機関・薬局等で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用には申し込みが必要です。詳細は「マイナンバー総合フリーダイヤル」☎0120(95)0178)に問い合わせください。
▼市民課国保班
☎0475(70)0334

ねんきんナビ

国民年金保険料は口座振替・クレジットカード納付が便利でお得です!

国民年金保険料の納付には、口座振替・クレジットカード納付が利用できます。
口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することで、月々50円引きされる「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあります。
口座振替を希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、希望する金融機関または年金事務所へ申し出てください。市役所でも受付が可能です。
クレジットカード納付は、当月分保険料を当月末にクレジットカード会社が立替納付します。「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」は現金納付と同じ割引額となり、納め忘れがないので便利です。
クレジットカード納付を希望する方は、納付書または年金手帳、クレジットカードを持参の上、市役所または年金事務所へ申し出てください。カード名義人が本人・配偶者以外の場合は、カード名義人の同意書の提出が必要となります。
また、納付書での支払いにはPay-easyを利用でき、手持ちのスマートフォンやパソコンで納付ができます。詳細はPay-easyのホームページをご覧ください。
▼千葉年金事務所
☎043(242)6320